明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四三）　四
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（三四四）　四
○統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四五）　五
○統計法施行令の一部を改正する政令（三四六）　六
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（三四七）　七
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（三四八）　七
〔条　約〕
○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正（一四）　七
○経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の附属書九第一編第七節の修正に関する件（同四〇二）　五
○二千六年の海上の労働に関する条約の一部改正に関する件（同四〇三）　七
○戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の附属書十四第七部第二節の修正に関する件（同四〇四）　七
○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（文部科学二二九）　四
〔省　令〕
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（総務六八）　五
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六九）　七
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一二）　七
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一三）　三〇
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産八〇）　三三
〔告　示〕
○しょうゆの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一八）　三四
○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示（総務四一五）　三七
○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の効力発生に関する件（外務三九八）　四一
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（同三九九、四〇〇）　四一
○戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の附属書十四第七部第一節の修正に関する件（同四〇一）　四五

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四三号）（総務省）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第六五号）の施行期日は、平成三〇年一二月二五日とした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第三四四号）（総務省）

1　参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿に添えて届け出るべき文書に関する事項

(一)　公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号。以下「法」という。）第八六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものが添える宣誓書に、一定の者を記載していないことを当該政党その他の政治団体の代表者が誓う旨を追加した。（第八八条の五第三項第一号関係）

(二)　参議院議員の選挙において比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙を同時に行う場合には、法第八六条の三第一項第一号に該当する政党その他の政治団体として同項の規定による届出をするものは、一定の者を第一号要件文書に記載することができないものとした。（第八八条の六第二項関係）

2　参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営に関する事項

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送のための録音又は録画の公営について、衆議院小選挙区選出議員の選挙と同様とした。（第一一一条の五関係）

3　参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関する都道府県の選挙管理委員会等に対する文書の提出等に関する事項

(一)　法第一五〇条第一項第二号イ又はロに掲げる者は、法第八六条の四第一項、第二項又は第五項の規定による届出のあった日に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める